

現行プランの計画の指標

指標	指標の定義	策定時	目標	現況
全体				
定住意向	これからも引き続いて台東区に「住み続けるつもり」「できれば住み続けたい」と回答した割合（平成 25 年度・令和 5 年度区民意識調査）	77.8% （平成 25 年度）	増加	81.0% （令和 5 年度）
最低居住面積水準未満率	最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合（平成 20 年・30 年住宅・土地統計調査）	12.5% （平成 20 年）	早期に解消	9.8% （平成 30 年）
基本目標 1：だれもが安心して住み続けられる住まいづくり				
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（大都市圏）	子育て世帯（18 歳未満の者が含まれる世帯）の誘導居住面積水準の達成割合（平成 20 年・30 年住宅・土地統計調査）	19.6% （平成 20 年）	向上に努める	29.8% （平成 30 年）
高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化）	高齢者（65 歳以上）が居住する住宅のうち、2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がなされている住宅の割合（平成 20 年・30 年住宅・土地統計調査）	43.7% （平成 20 年）	85% （平成 36 年）	44.4% （平成 30 年）
基本目標 2：良質な住宅ストックの継承と快適に暮らせる住まいづくり				
共同住宅における共用部分のバリアフリー化率	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅の割合（平成 20 年・30 年住宅・土地統計調査）	22.5% （平成 20 年）	35% （平成 36 年）	24.9% （平成 30 年）
適切に管理されていない老朽危険空き家の件数	「倒壊や建築資材の飛散等の危険が切迫しており、緊急度が極めて高い」と判定された空き家の件数（平成 25 年度空き家実態調査報告書・建築課調べ）	21 件 （平成 25 年度）	0 件 （平成 36 年度）	3 件 （令和 5 年度）
基本目標 3：下町の住みよさを実感できる住環境づくり				
緑に対する満足度	現在お住まいの周辺の緑について「満足している」「ほぼ満足している」と回答した割合（平成 25 年度区民意識調査）	40.5% （平成 25 年度）	50% （平成 33 年度）	2 ページ 参照
不燃領域率（谷中・根岸地区）	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出する。（地域整備第三課調べ）	谷中地区 45.2% 根岸地区 63.8% （平成 26 年度末見込み）	70% （平成 32 年度） 70% （平成 28 年度）	51.7% （令和 4 年度） 68.3% （H28 年度終了）

(参考) 緑に関するアンケート

■平成25年度区民意識調査

問8 あなたのお住まいの周辺の緑についてどのように感じていますか。(〇は1つだけ) n=1,181

1. 多い	3.7	3. やや少ない	33.2
2. 比較的多い	24.3	4. 少ない	37.9
		無回答	0.8

問9 現在お住まいの周辺の緑について満足していますか。(〇は1つだけ) n=1,181

1. 満足している	9.1	3. やや不満である	38.4
2. ほぼ満足している	31.3	4. 不満である	19.6
		無回答	1.6

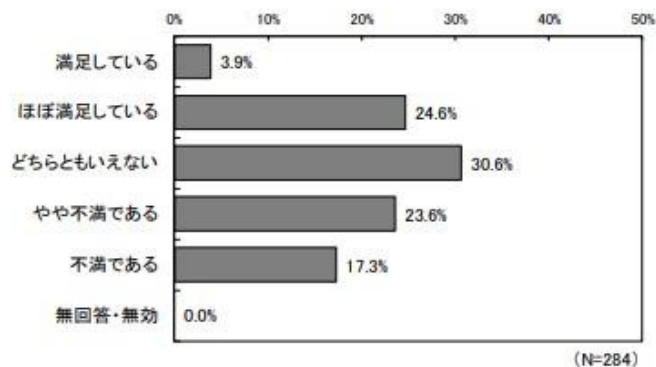
■令和元年度第1回区政サポーターアンケート

設問4 : 現在お住まいの周辺のみどりについて、満足していますか。



■環境基本計画 (令和2年3月)

● 住まい周辺のみどりについての満足度



(参考) 居住面積水準

居住面積水準：国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図れるよう、住生活基本法に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」に定められた住宅の面積に関する水準。

■最低居住面積水準

世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営み基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

- ① 単身者 25 m²
- ② 2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²

■誘導居住面積水準

世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準で次の2区分からなる。

- (1) 一般型誘導居住面積水準
 - ① 単身者 55 m²
 - ② 2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m²
- (2) 都市居住型誘導居住面積水準
 - ① 単身者 40 m²
 - ② 2人以上の世帯 20 m²×世帯人数+15 m²

注1)台東区は都市居住型に該当する。

■世帯人数別の面積例

		世帯人数別の住戸専用面積（例）（単位：m ² ）			
		単身	2人	3人	4人
誘導居住 面積水準	一般型	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】
	都市居住型	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】
最低居住面積水準		25	30 【30】	40 【35】	50 【45】

※【 】内は、世帯の中に3～5歳児が1名いる場合の面積例

注2)上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注3)世帯人数（注2の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注4)次の場合には、上記の面積によらないことができる。

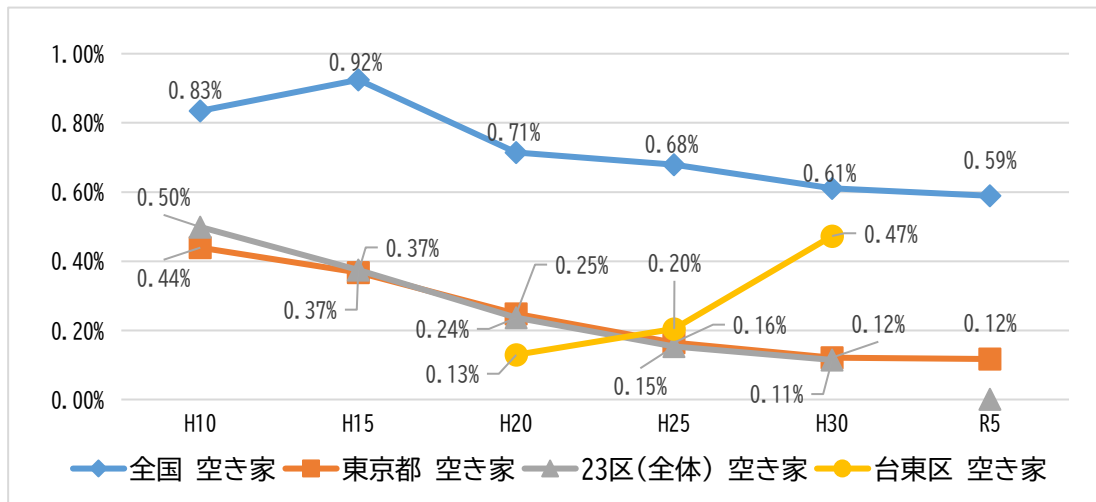
- ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ② 適正な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

(参考) 不燃領域率

■市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出する。不燃領域率が70%を超えると、火の燃え移りによる市街地の焼失率（焼けてなくなる率）がほぼゼロとなる。

空き家率（空き家の種類別）の推移（住宅・土地統計調査）

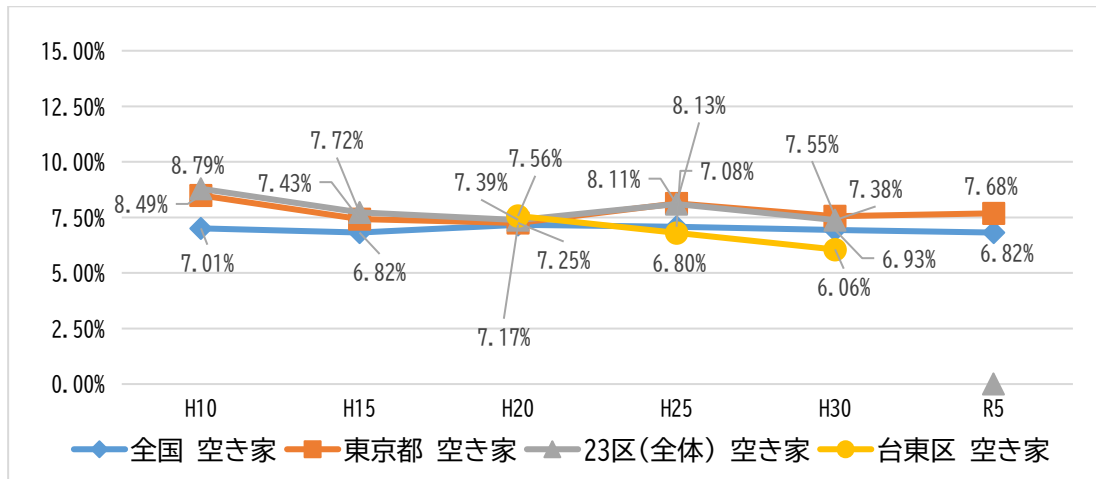
◆二次的住宅の割合



	H10	H15	H20	H25	H30	R5
全国 空き家	0.83%	0.92%	0.71%	0.68%	0.61%	0.59%
東京都 空き家	0.44%	0.37%	0.25%	0.16%	0.12%	0.12%
23区(全体) 空き家	0.50%	0.37%	0.24%	0.15%	0.11%	集計中
台東区 空き家	-	-	0.13%	0.20%	0.47%	集計中

※住宅・土地統計調査（H10、H15）のデータについては市区町村別データが公表されていないため、台東区のデータはblankとしている。

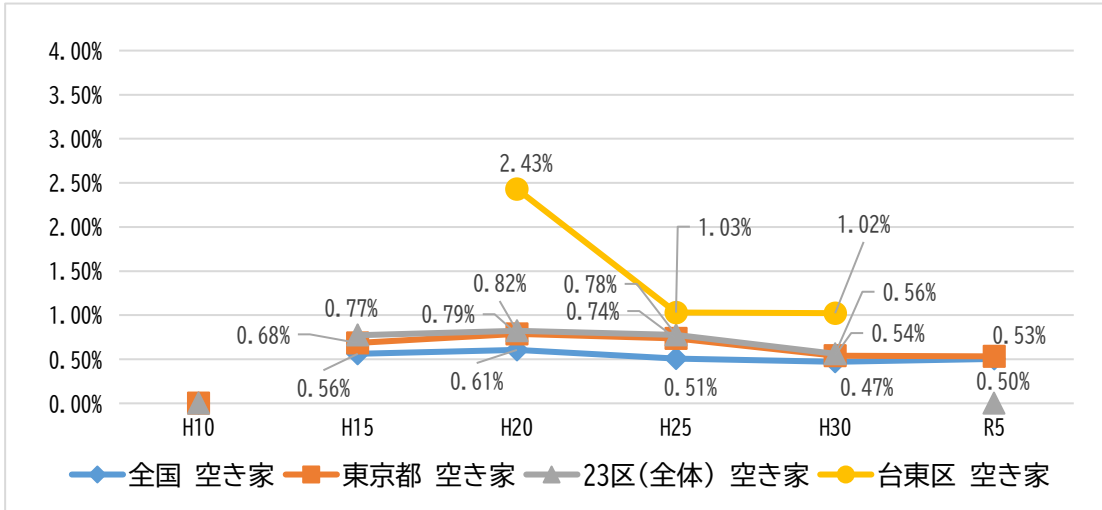
◆賃貸用の住宅の割合



	H10	H15	H20	H25	H30	R5
全国 空き家	7.01%	6.82%	7.17%	7.08%	6.93%	6.82%
東京都 空き家	8.49%	7.43%	7.25%	8.13%	7.55%	7.68%
23区(全体) 空き家	8.79%	7.72%	7.39%	8.11%	7.38%	集計中
台東区 空き家	-	-	7.56%	6.80%	6.06%	集計中

※住宅・土地統計調査（H10、H15）のデータについては市区町村別データが公表されていないため、台東区のデータはblankとしている。

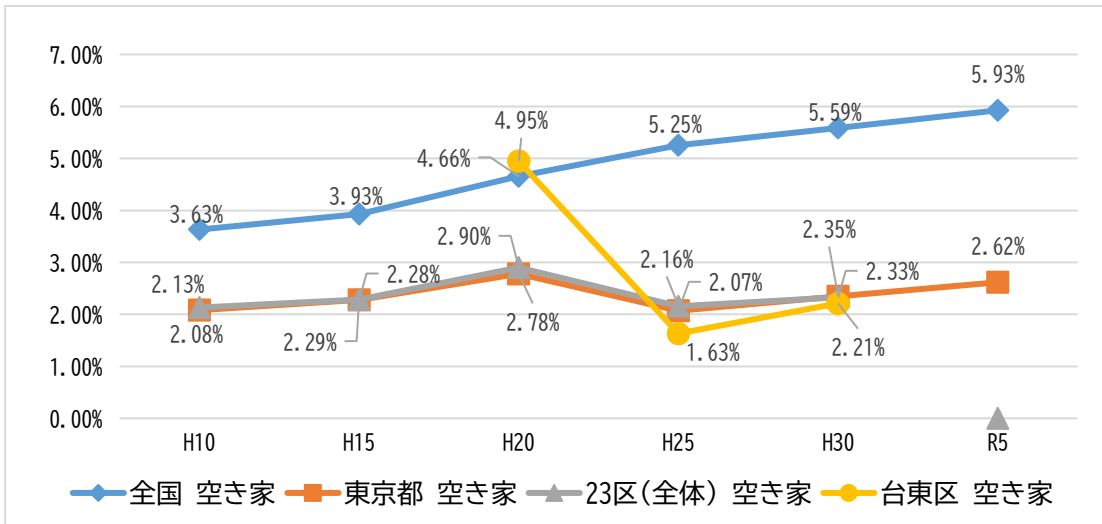
◆売却用の住宅の割合



	H10	H15	H20	H25	H30	R5
全国 空き家	-	0.56%	0.61%	0.51%	0.47%	0.50%
東京都 空き家	-	0.68%	0.79%	0.74%	0.54%	0.53%
23区(全体) 空き家	-	0.77%	0.82%	0.78%	0.56%	集計中
台東区 空き家	-	-	2.43%	1.03%	1.02%	集計中

※住宅・土地統計調査（H10）のデータについては売却用の住宅総数について公表されていないため、空白となっている。また、H15のデータについては市区町村別データが公表されていないため、空白となっている。

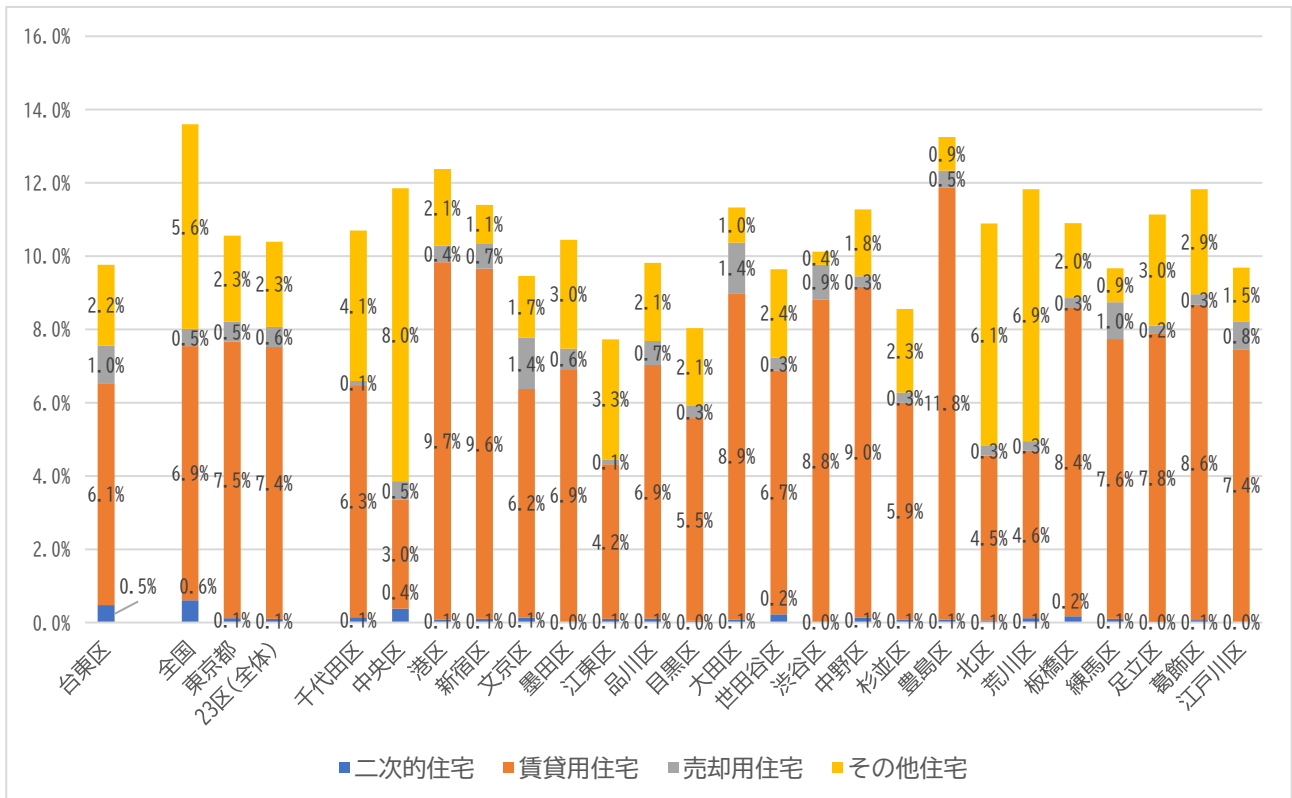
◆その他の住宅の割合



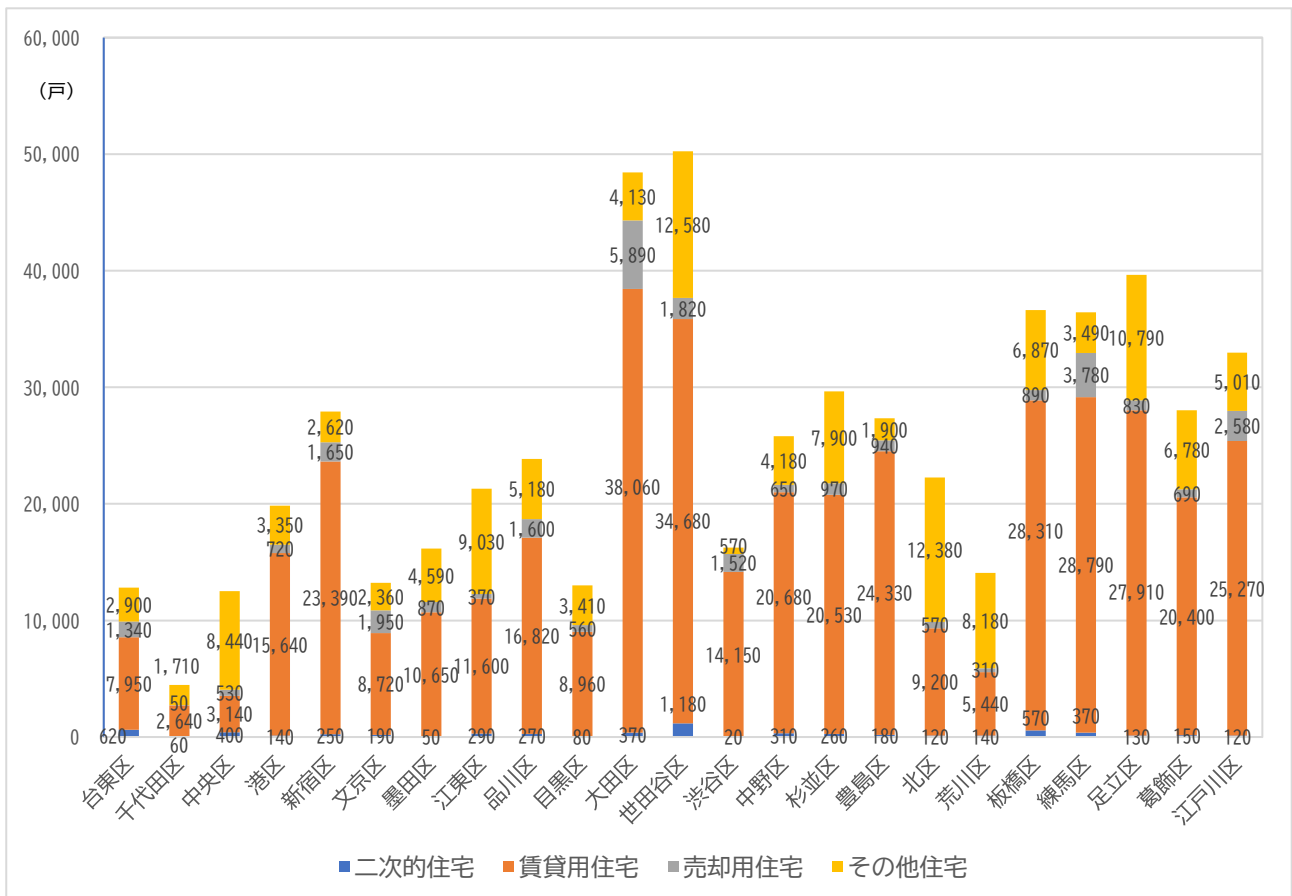
	H10	H15	H20	H25	H30	R5
全国 空き家	3.63%	3.93%	4.66%	5.25%	5.59%	5.93%
東京都 空き家	2.08%	2.28%	2.78%	2.07%	2.35%	2.62%
23区(全体) 空き家	2.13%	2.29%	2.90%	2.16%	2.33%	集計中
台東区 空き家	-	-	4.95%	1.63%	2.21%	集計中

※住宅・土地統計調査（H10、H15）のデータについては市区町村別データが公表されていないため、台東区のデータは空白としている。

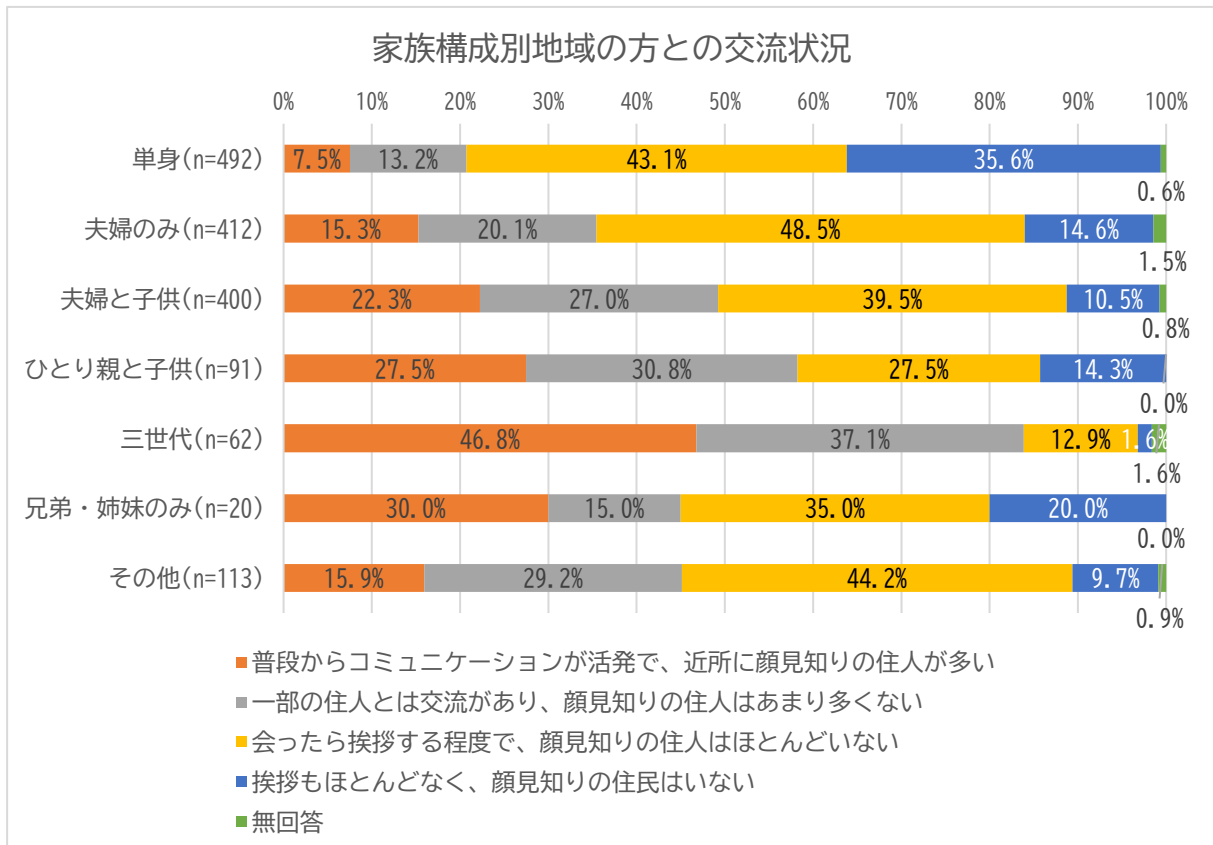
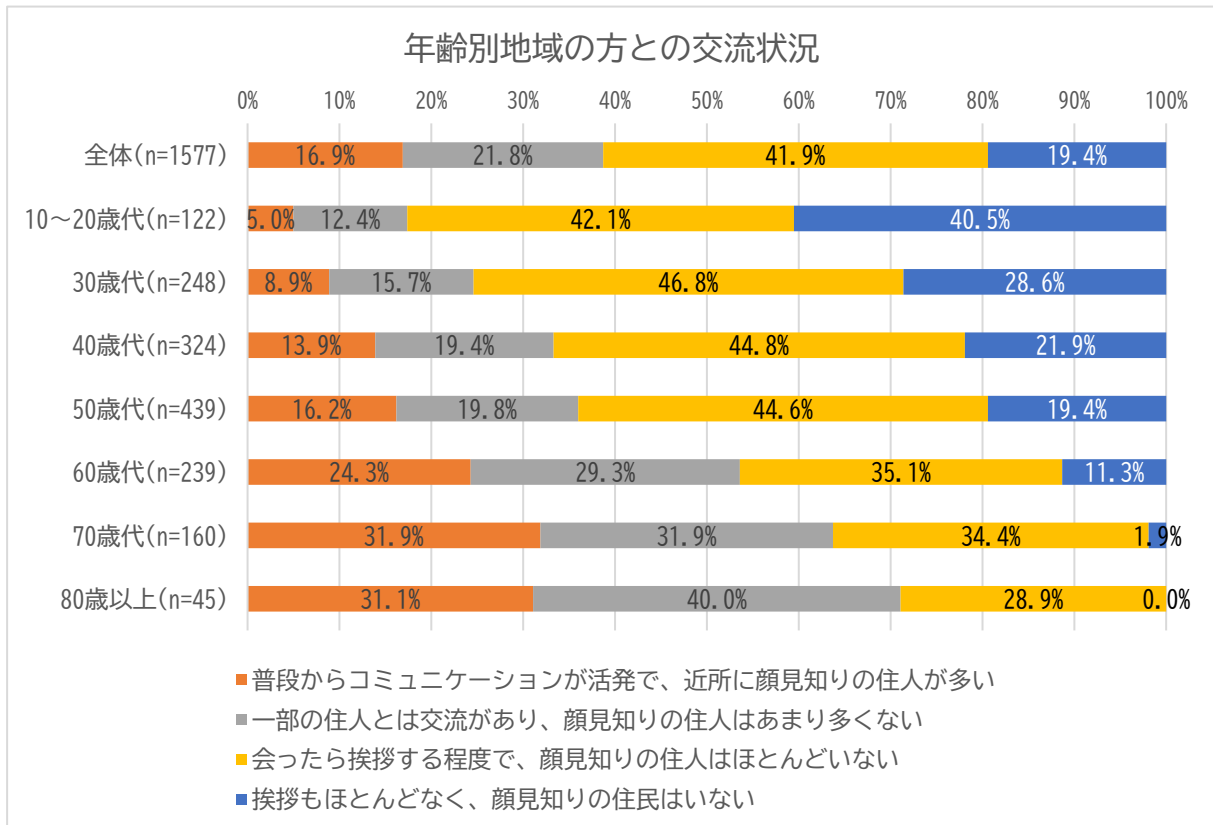
23区空き家率（平成30年 住宅・土地統計調査）



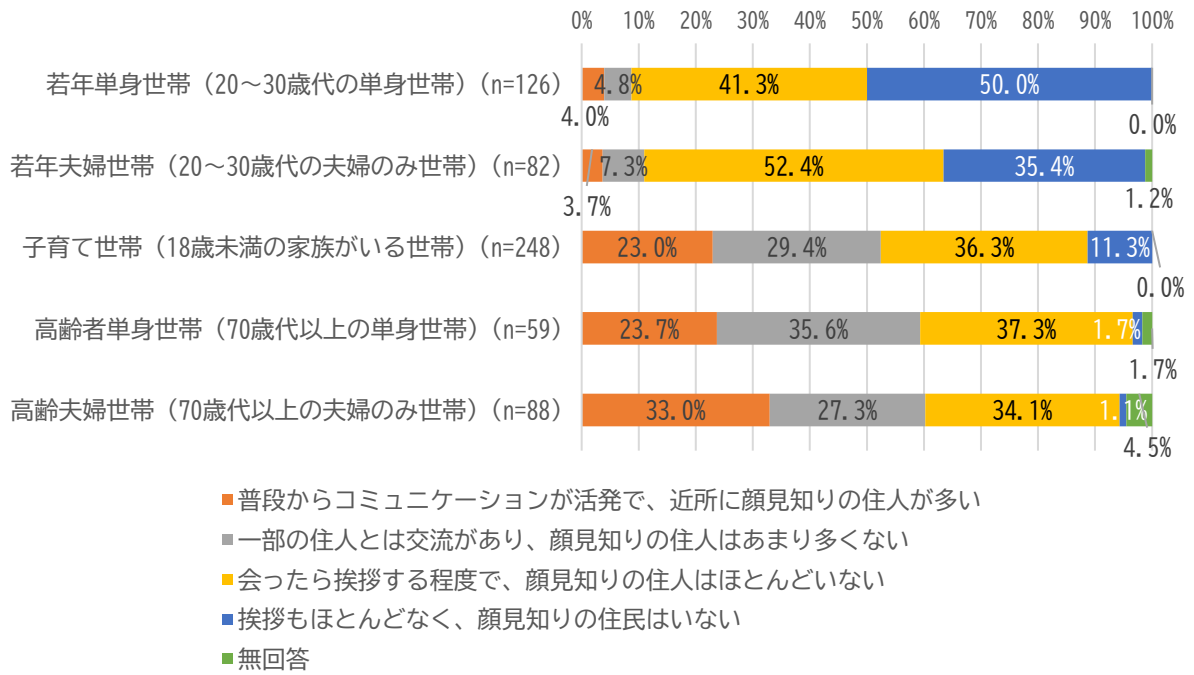
23区空き家数（平成30年 住宅・土地統計調査）



地域コミュニティについて



家族類型別地域の方との交流状況



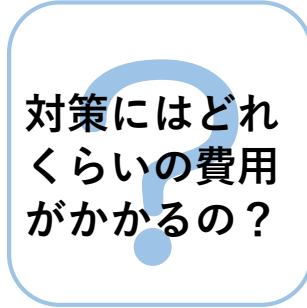
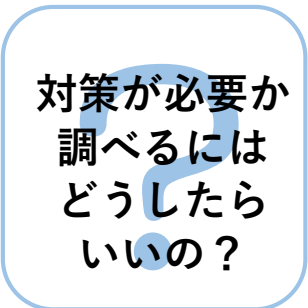
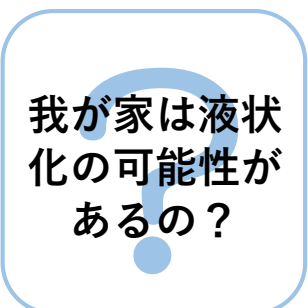
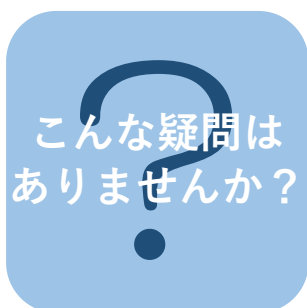
資料：令和6年3月 台東区住宅マスタープラン基礎調査報告書（区民アンケート調査）



液状化対策アドバイザーを無料で派遣します！



所有者さまが気になる問題に専門的な知識を持つ建築士がお応えします！必要に応じて派遣相談を行います。

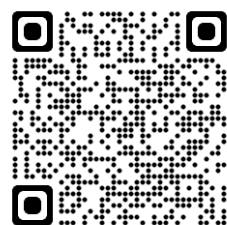
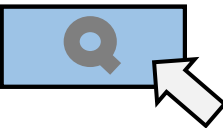


※下記の電話番号までお気軽にお問い合わせください。

一般社団法人 東京建築士会 無料相談室

■連絡先：03-3527-3100
10:00~17:00 (年末年始、土日祝日を除く)

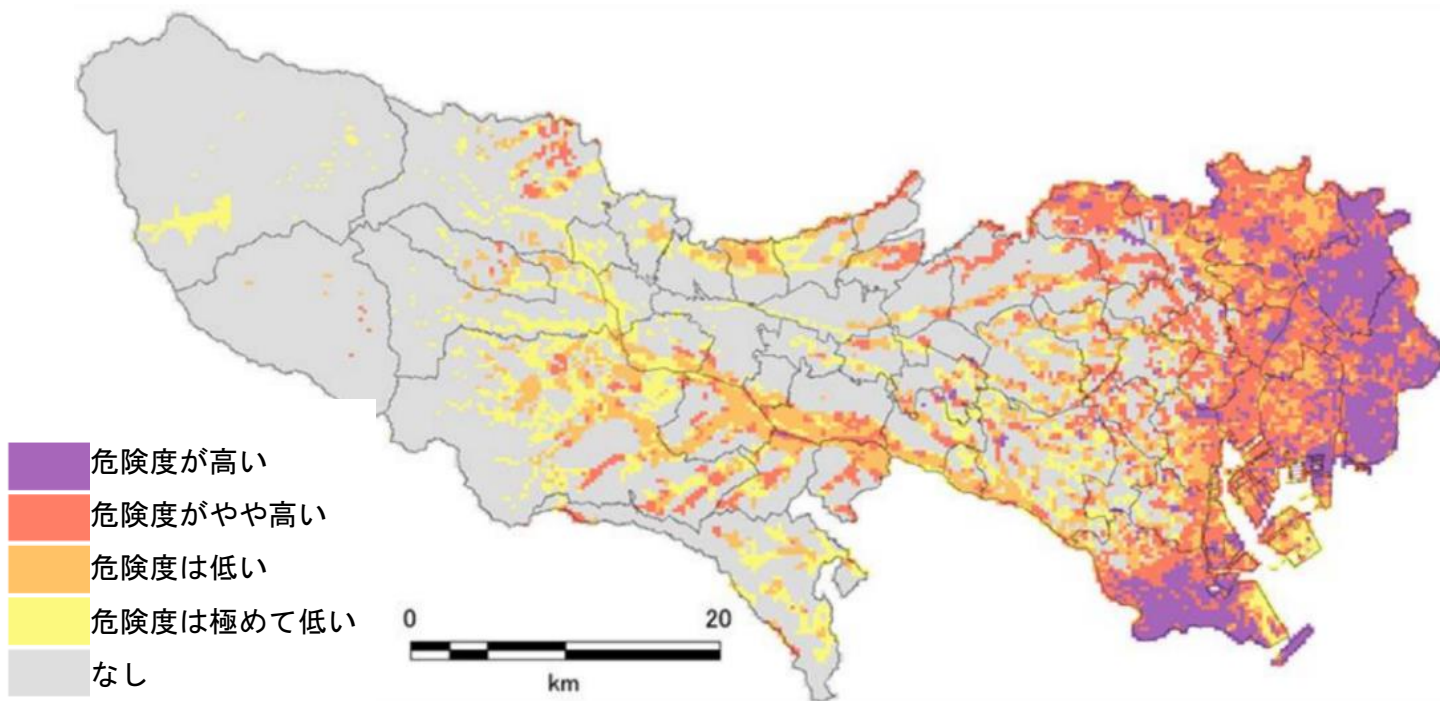
液状化対策ポータルサイト



東京都の液状化被害予測

■被害想定において予測される液状化危険度の分布

都心南部直下地震 (M7.3)



「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」 (東京都防災会議、令和4年5月25日公表)

■区別建物被害

○区部

		全壊棟数	半壊棟数
1	葛飾区	470	2,905
2	江戸川区	286	1,995
3	大田区	233	1,277
4	足立区	104	596
5	板橋区	64	388
6	台東区	44	156
7	北区	41	204
8	墨田区	34	139
9	練馬区	33	230
10	江東区	27	167

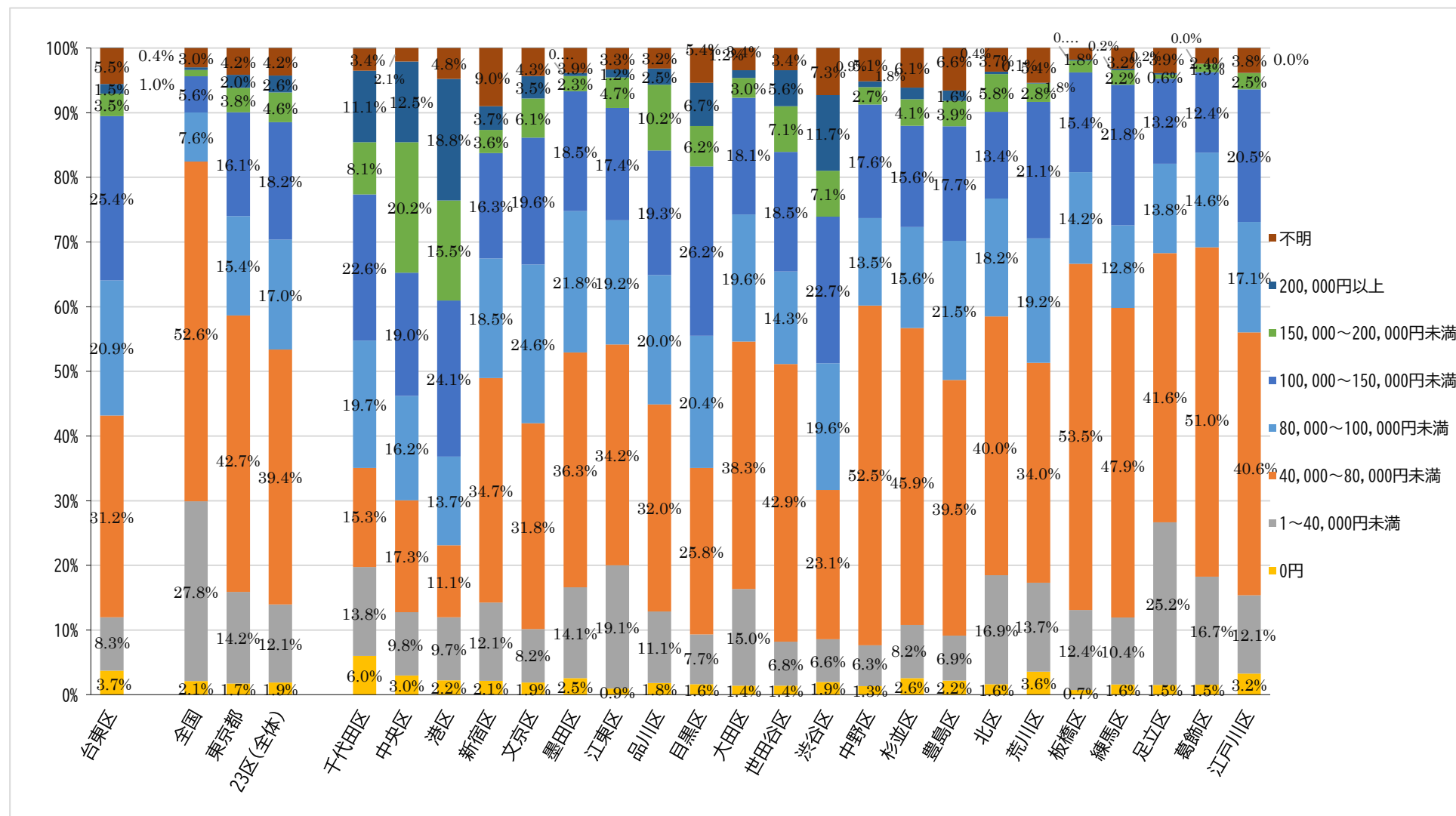
○市部

		全壊棟数	半壊棟数
1	八王子市	8	77
2	東久留米市	8	72
3	調布市	7	57
4	三鷹市	4	35
5	稲城市	3	31
6	多摩市	2	28
7	清瀬市	2	22
8	日野市	2	20
9	府中市	2	17
10	狛江市	2	13

※上位10区市を記載

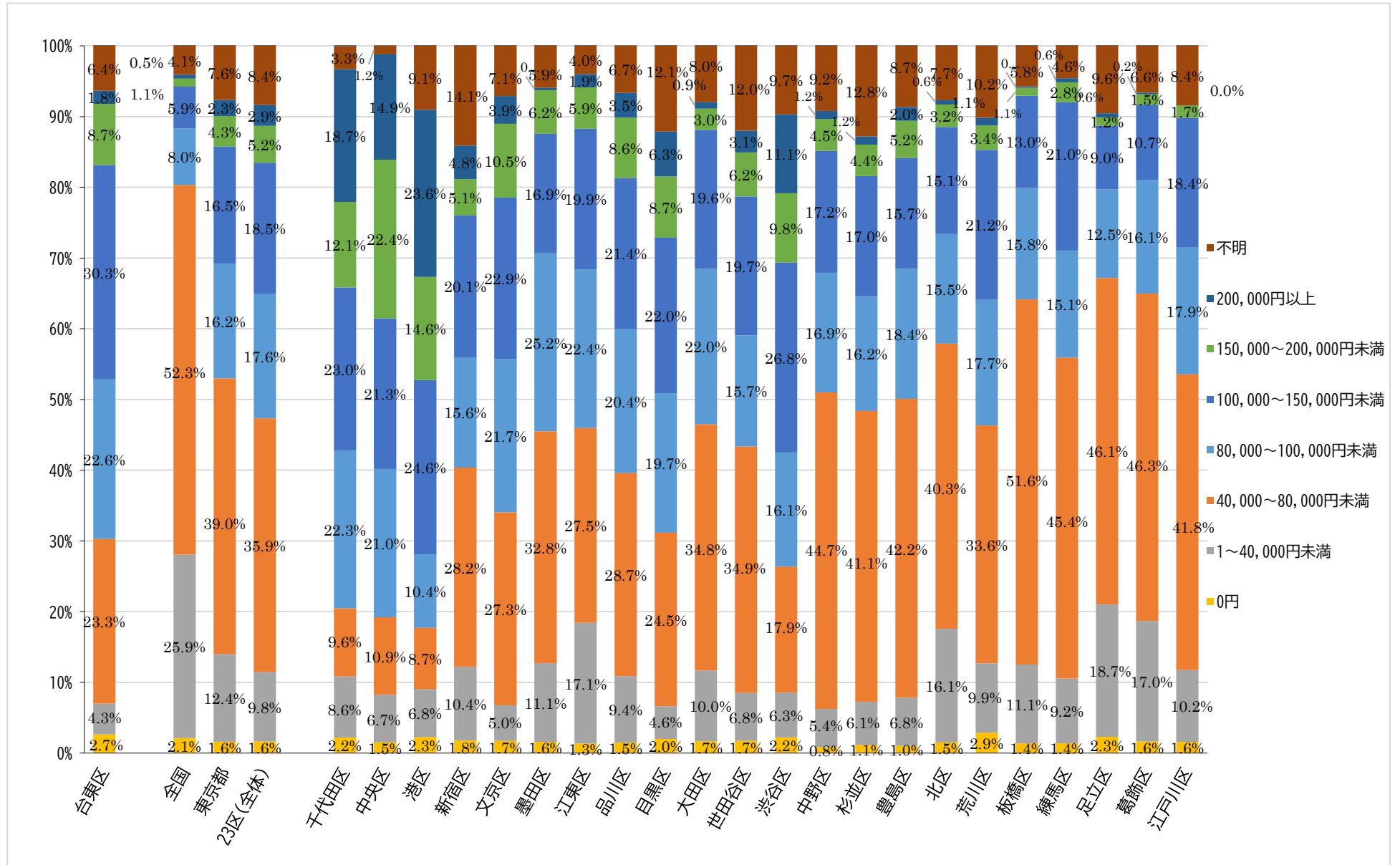
1 か月あたり家賃データの比較（23区）

◆平成25年 住宅・土地統計調査



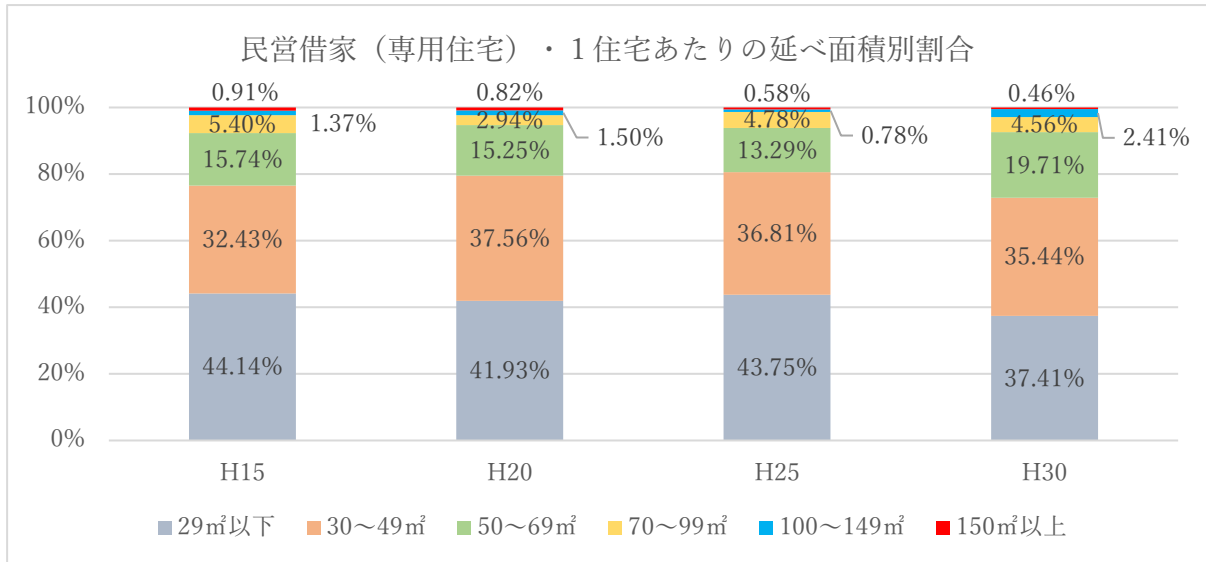
※住宅・土地統計調査における家賃とは、「持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃」であることから、いわゆる賃貸住宅だけでなく、分譲マンションの所有者が持ち家を賃貸している場合なども、家賃が発生しているケースであればこのデータに該当するものと考えられる。

◆平成 30 年 住宅・土地統計調査



住宅延べ面積等の推移

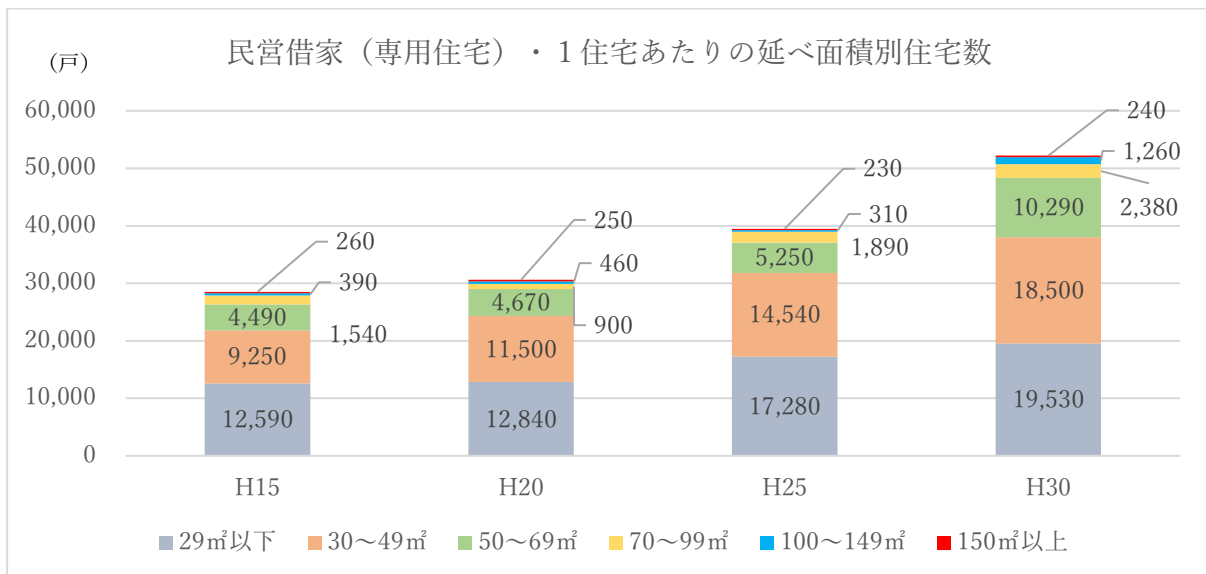
○民営借家の平均延べ面積の割合は、29㎡以下、30～49㎡の割合が減少に転じ、50～69㎡、100～149㎡の割合が増加に転じた。



※民営借家は、戸建・共同住宅等含む。

<資料:住宅・土地統計調査>

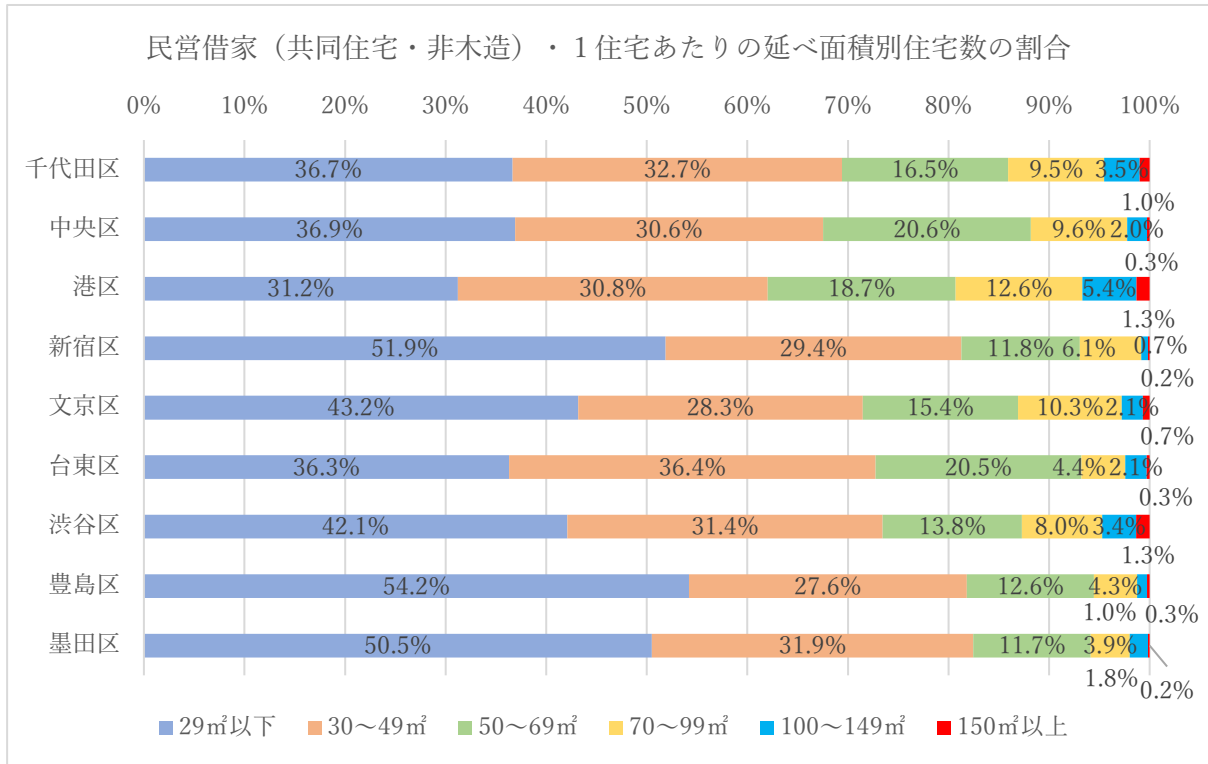
○民営借家の延べ面積別住宅数は、平成25年と平成30年を比較すると、29㎡以下の住宅数は1.13倍、30～49㎡の住宅数は1.27倍、50～69㎡の住宅数は1.96倍、70～99㎡の住宅数は1.26倍となっている。



※民営借家は、戸建・共同住宅等含む。

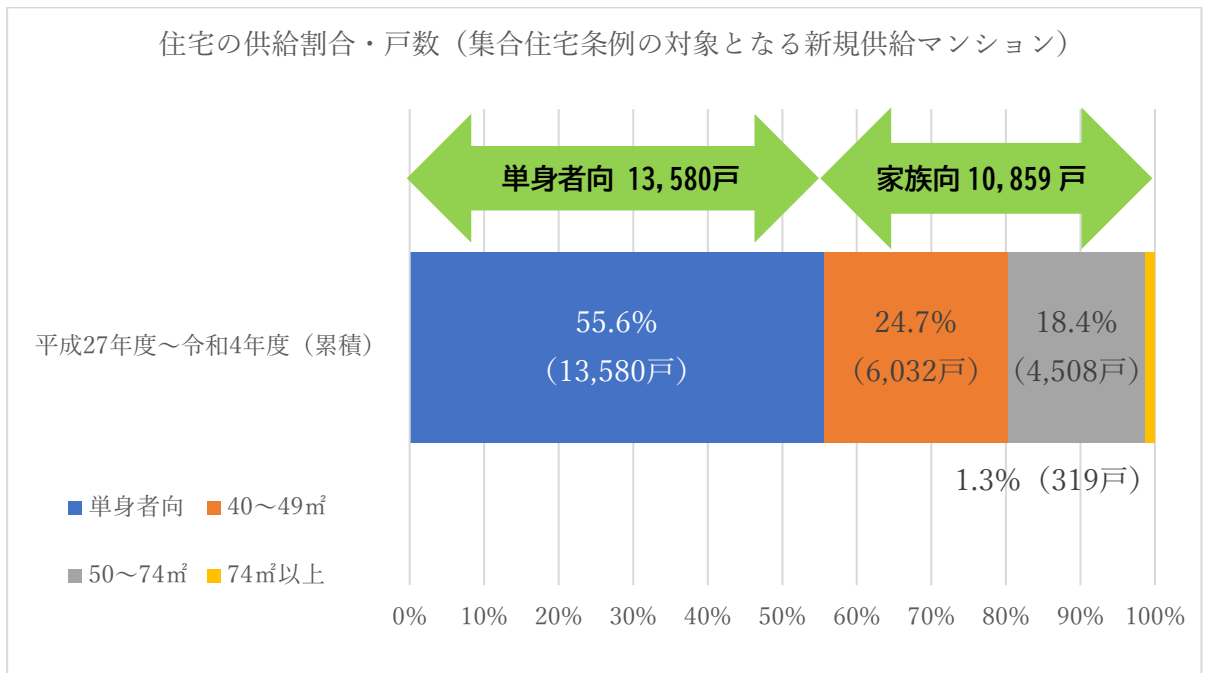
<資料:住宅・土地統計調査>

○都心8区に墨田区を加えた民間借家の平均延べ面積の割合では、港区がバランスのとれた構成となっており、70㎡以上の割合は19.6%にのぼる。一方、新宿区、豊島区、墨田区では、29㎡以下の割合が5割を超える。



<資料:住宅・土地統計調査(H30)>

○平成27年度～令和4年度までの集合住宅条例の対象となる新規供給マンションの戸数は、24,439戸となっており、そのうちの44.4%にあたる10,859戸が家族向けの住戸となっている。



<資料:住宅課調べ>